

(別紙)

第1 法人課税関係の申請、届出書等の様式関係

平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 7)</p> <p>(一枚目)</p> <table border="1" data-bbox="215 264 981 627"><tr><td style="text-align: right;">法第</td><td style="text-align: left;">号</td></tr><tr><td>(省略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">事業年度指定通知書</td></tr><tr><td>(省略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"><u>(教示文削除)</u></td></tr></table> <p>17.03改正</p> <p style="text-align: right;">(法1225)</p> <p>(規格A4)</p>	法第	号	(省略)		事業年度指定通知書		(省略)		<u>(教示文削除)</u>		<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 7)</p> <table border="1" data-bbox="1283 264 2049 627"><tr><td style="text-align: right;">法第</td><td style="text-align: left;">号</td></tr><tr><td>(省略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">事業年度指定通知書</td></tr><tr><td>(省略)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。</td></tr></table> <p>13.07改正</p> <p style="text-align: right;">(法1225)</p> <p>(規格A4)</p>	法第	号	(省略)		事業年度指定通知書		(省略)		この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。	
法第	号																				
(省略)																					
事業年度指定通知書																					
(省略)																					
<u>(教示文削除)</u>																					
法第	号																				
(省略)																					
事業年度指定通知書																					
(省略)																					
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。																					
<p>(二枚目)</p> <p>[税務署の職員の調査に基づく処分]</p> <table border="1" data-bbox="215 774 981 1502"><tr><td style="text-align: center;">不服申立て等について</td></tr><tr><td><p>【不服申立てについて】</p><ul style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。<p>【取消しの訴えについて】</p><ul style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ol style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求め訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</td></tr></table>	不服申立て等について	<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ol style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求め訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	<p><u>(追加)</u></p>																		
不服申立て等について																					
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ol style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求め訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。																					

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 7)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 7)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 7)

事業年度指定通知書

1 使用目的

「事業年度指定通知書」(法 1225)は、法令又は定款、寄付行為、規則若しくは規約に事業年度の定めがなく、かつ、事業年度の届出がない法人について、事業年度を指定し、通知する場合に使用するものである。

2 作成部数

複写により2部作成し、その1部を原義として決裁を受け、他の1部を法人に送付する。

3 記載要領

項 目	内 容
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記載する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記載する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

4 留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 7)

事業年度指定通知書

1 使用目的

「事業年度指定通知書」(法 1225)は、法令又は定款、寄付行為、規則若しくは規約に事業年度の定めがなく、かつ、事業年度の届出がない法人について、事業年度を指定し、通知する場合に使用するものである。

2 作成部数

複写により2部作成し、その1部を原義として決裁を受け、他の1部を法人に送付する。

3 記載要領

項 目	内 容
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記載する。
教 示	国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には、「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。

4 留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 9)

(一枚目)

第 号
(省略)
国税庁長官
法人税及び消費税の納税地指定通知書
(省略)
(教示文削除)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 9)

第 号
(省略)
国税庁長官
法人税及び消費税の納税地指定通知書
(省略)
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

13.07

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 10)

(一枚目)

第 号
(省略)
国 税 局 長
法人税及び消費税の納税地指定通知書
(省略)
(教示文削除)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 10)

第 号
(省略)
国 税 局 長
法人税及び消費税の納税地指定通知書
(省略)
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

13.07

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 11)

(一枚目)

第 号
(省略)
国税庁長官
法人税及び消費税の納税地指定通知書 (指定替え)
(省略)
<u>(教示文削除)</u>

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について
【不服申立てについて】
○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。
【取消しの訴えについて】
○ 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
○ 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
○ 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
(1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
(3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 11)

第 号
(省略)
国税庁長官
法人税及び消費税の納税地指定通知書 (指定替え)
(省略)
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

13.07

(追加)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 12)

(一枚目)

(省略)	第 号
	国 税 局 長
法人税及び消費税の納税地指定通知書（指定替え）	
(省略)	
<u>(教示文削除)</u>	

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 12)

(省略)	第 号
	国 税 局 長
法人税及び消費税の納税地指定通知書（指定替え）	
(省略)	
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。	

13.07

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 13)

(一枚目)

第 号
(省略)
国税庁長官
法人税及び消費税の納税地指定解除通知書
(省略)
<u>(教示文削除)</u>

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 13)

第 号
(省略)
国税庁長官
法人税及び消費税の納税地指定解除通知書
(省略)
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

13.07

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 14)

(一枚目)

第 号
(省略)
国 税 局 長
法人税及び消費税の納税地指定解除通知書
(省略)
(教示文削除)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 14)

第 号
(省略)
国 税 局 長
法人税及び消費税の納税地指定解除通知書
(省略)
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

13.07

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 19)

(一枚目)

法第 号
(省略)
更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書
(省略)
(教示文削除)

(規格 A 4)

17.03 改正

(法 1 1 0 2 - 2)

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分 (青色申告書に係る更正等)]

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 19)

法第 号	
(省略)	
更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書	
(省略)	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="font-size: small;"> この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は 税務署長 国税局長 国税不服審判所長首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。 </td> </tr> </table>	この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は 税務署長 国税局長 国税不服審判所長首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は 税務署長 国税局長 国税不服審判所長首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。	

(規格 A 4)

15.07 改正

(法 1 1 0 2 - 2)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 19)

〔税務署の職員の調査に基づく処分（その他の処分）〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他の申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分におお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分におお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 19)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 19)

〔国税局の職員の調査に基づく処分（青色申告書に係る更正等）〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされて
いないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ず
る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経な
いことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 19)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 19)

〔国税局の職員の調査に基づく処分（その他の処分）〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 19)

(追加)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 26)

(一枚目)

第 号
(省略)
法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書
(省略)
(教示文削除)

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分(青色申告書に係る更正等)]

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 26)

第 号
(省略)
法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書
(省略)
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 26)

〔税務署の職員の調査に基づく処分（その他の処分）〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他の申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 26)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 26)

〔国税局の職員の調査に基づく処分（青色申告書に係る更正等）〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 26)

（追加）

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 26)

〔国税局の職員の調査に基づく処分（その他の処分）〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 26)

（追加）

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 28)

(一枚目)

第 号
(省略)
清算中の各事業年度 清算所得 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書
(省略)
<u>(教示文削除)</u>

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分(青色申告書に係る更正等)]

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分におも不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分におも不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 28)

第 号
(省略)
清算中の各事業年度 清算所得 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書
(省略)
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 28)

〔税務署の職員の調査に基づく処分（その他の処分）〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分におお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分におお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 28)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 28)

〔国税局の職員の調査に基づく処分（青色申告書に係る更正等）〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされて
いないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ず
る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経な
いことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 28)

（追加）

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 28)

〔国税局の職員の調査に基づく処分（その他の処分）〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 28)

(追加)

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 30)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 30)

(一枚目)

(省略)	第 号	号
(省略)	特定信託の各計算期間の所得に対する法人税額等の 加算税の賦課決定通知書	通知書及び
(省略)		
<u>(教示文削除)</u>		

(省略)	第 号	号
(省略)	特定信託の各計算期間の所得に対する法人税額等の 加算税の賦課決定通知書	通知書及び
(省略)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立て 又は、国税不服審判所長(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 </div>		

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分(青色申告書に係る更正等)]

(追加)

<p>不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。</p> <p>○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ れていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た 後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の 送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。</p> <p>○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。</p>
--

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 30)

〔税務署の職員の調査に基づく処分（その他の処分）〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 30)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 30)

〔国税局の職員の調査に基づく処分（青色申告書に係る更正等）〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされて
いないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ず
る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経な
いことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 30)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 30)

〔国税局の職員の調査に基づく処分（その他の処分）〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 30)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 32)

(一枚目)

第 号
(省略)
法人税の加算税の賦課決定通知書
(省略)
<u>(教示文削除)</u>

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ 自平成 年 月 日、自平成 年 月 日又は 自平成 年 月 日
 ○ 自平成 年 月 日、至平成 年 月 日又は 至平成 年 月 日
 事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立てをすることができます。

○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分におも不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分におも不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求め訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 32)

第 号
(省略)
法人税の加算税の賦課決定通知書
(省略)
事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申し立てをすることができます。

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 33)

(一枚目)

第 号
(省略)
特定信託に係る法人税等の加算税の賦課決定通知書
(省略)
(教示文削除)

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ 自平成 年 月 日、自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日、至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日 計算期間分の処分に対する不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立てをすることができます。

○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 33)

第 号
(省略)
特定信託に係る法人税等の加算税の賦課決定通知書
(省略)
自 年 月 日 年 月 日 又は 年 月 日 計算期間分の処分 至 年 月 日、 年 月 日 又は 年 月 日 に対し、不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申し立てをすることができます。

(追加)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 36)

(一枚目)

(省略)	法第	号
青色申告の承認の取消通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格A4)

17.03改正

(法1304)

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

不服申立て等について
【不服申立てについて】
○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
【取消しの訴えについて】
○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 更正決定等の取消しを求め訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 36)

(省略)	法第	号
青色申告の承認の取消通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格A4)

13.07

(法1304)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 36)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 36)

（追加）

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 43)

(一枚目)

(省略)	法 第	号
申告期限の延長申請の 指 定 却 下 通知書		
<p>(省略)</p> <p>(教示文削除)</p>		

(規格 A 4)

17.03改正

(法 1 3 4 1)

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁判があった場合において、当該裁判を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁判がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁判を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 43)

(省略)	法 第	号
申告期限の延長申請の 指 定 却 下 通知書		
<p>(省略)</p> <p>この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。</p>		

(規格 A 4)

13.07

(法 1 3 4 1)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 43)

申告期限の延長申請の
指定
却下
通知書

1 使用目的

「申告期限の延長申請の指定通知書」(法 1341) は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要文字を抹消する。
下 記 部 分	延長の期日指定をする場合には、この処分により指定する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 43)

申告期限の延長申請の
指定
却下
通知書

1 使用目的

「申告期限の延長申請の指定通知書」(法 1341) は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要文字を抹消する。
下 記 部 分	延長の期日指定をする場合には、この処分により指定する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。
教 示	「 税務署長」の空白箇所には、この処分を行う税務署名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 45)

(一枚目)

(省略)	法 第 号	(省略)
申告期限の延長の特例の申請の指 定 通知書 指 却 下		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03改正

(法 1 3 4 6)

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁判があった場合において、当該裁判を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁判がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁判を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 45)

(省略)	法 第 号	(省略)
申告期限の延長の特例の申請の指 定 通知書 指 却 下		
(省略)		
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

13.07

(法 1 3 4 6)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 45)

申告期限の延長の特例の申請の
指定
却下 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の申請の指定
却下 通知書」(法 1346) は、法人税の申告期限の延長の特例の申請について、延
長月数の指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要文 字を抹消する。
下 記 部 分	延長月数の指定の通知をする場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。
教 示	「…2月以内に <u> </u> 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納 税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は <u> </u> 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定
義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便
の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 45)

申告期限の延長の特例の申請の
指定
却下 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の申請の指定
却下 通知書」(法 1346) は、法人税の申告期限の延長の特例の申請について、延
長月数の指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要文 字を抹消する。
下 記 部 分	延長月数の指定の通知をする場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。
教 示	「 <u> </u> 税務署長」の空白箇所には、この処分を行う税務署名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定
義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便
の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 46)

(一枚目)

(省略)	法 第	号
申告期限の延長の特例の取消変更通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(法 1 3 4 8)

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分におお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分におお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 46)

(省略)	法 第	号
申告期限の延長の特例の取消変更通知書		
(省略)		
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

16.06 改正

(法 1 3 4 8)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 46)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 46)

（追加）

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 46)

申告期限の延長の特例の
取消
変更 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消通知書」(法1348)は、申告期限の延長の取消し又は延長期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内 容
標 題 及 び 本 文	「取消 及び 「延長を取消 変更」 及び 指定月数を下記月数に変更」の箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。 また、「自平成 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。
下 記 部 分	「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所には、承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合は、この処分により指定しようとする延長期間の月数を記入し、取消しの通知をする場合は、下記部分は抹消する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 46)

申告期限の延長の特例の
取消
変更 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消通知書」(法1348)は、申告期限の延長の取消し又は延長期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内 容
標 題 及 び 本 文	「取消 及び 「延長を取消 変更」 及び 指定月数を下記月数に変更」の箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。 また、「自平成 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。
下 記 部 分	「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所には、承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合は、この処分により指定しようとする延長期間の月数を記入し、取消しの通知をする場合は、下記部分は抹消する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「 <u>税務署長</u> <u>国税局長</u> 」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「 <u>税務署長</u> 」を、その他の場合には「 <u>国税局長</u> 」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 49)

(一枚目)

(省略)	法第	号
青色申告の承認申請の承認通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格A4)

17.03改正

(法1303)

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

<p>不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起できません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 49)

(省略)	法第	号
青色申告の承認申請の承認通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格A4)

13.07

(法1303)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 49)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 49)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 50)

(一枚目)

(省略)	法第 号	(省略)
青色申告の承認の取消通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03改正

(法 1 3 0 4)

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 50)

(省略)	法第 号	(省略)
青色申告の承認の取消通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

13.07

(法 1 3 0 4)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 50)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 50)

（追加）

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 50)

青色申告の承認の取消通知書

1 使用目的

「青色申告の承認の取消通知書」(法 1304)は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実が 2 以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。
取消処分となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 2 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 50)

青色申告の承認の取消通知書

1 使用目的

「青色申告の承認の取消通知書」(法 1304)は、青色申告の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「第 号」の空白箇所には、法人税法第 127 条第 1 項各号に掲げる取消しの基因となった事実が 2 以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。
取消処分となった事実	青色申告を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	「 <u>税務署長</u> の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「 <u>税務署長</u> 」を、その他の場合には「 <u>国税局長</u> 」を抹消する。」

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 55)

(一枚目)

(省略)	法 第 号	(省略)
特定信託に係る青色申告の承認申請の承認 却下通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 55)

(省略)	法 第 号	(省略)
特定信託に係る青色申告の承認申請の承認 却下通知書		
(省略)		
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 に対して異議申立てをすることができます。 国税局長		

(規格 A 4)

16.06

(追加)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〔追加〕

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 55)

特定信託に係る青色申告の承認申請の承認却下 通知書

1 使用目的

「特定信託に係る青色申告の承認申請の承認却下 通知書」は、特定信託に係る青色申告の承認申請について承認（みなし承認の場合は除く。）又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	特定信託に係る青色申告の承認申請について、承認する場合は「不相当」及び「却下」の文字を抹消し、却下する場合は「相当」及び「承認」の文字を抹消する。 また、承認・却下の対象とする特定信託の名称を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 55)

特定信託に係る青色申告の承認申請の承認却下 通知書

1 使用目的

「特定信託に係る青色申告の承認申請の承認却下 通知書」は、特定信託に係る青色申告の承認申請について承認（みなし承認の場合は除く。）又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	特定信託に係る青色申告の承認申請について、承認する場合は「不相当」及び「却下」の文字を抹消し、却下する場合は「相当」及び「承認」の文字を抹消する。 また、承認・却下の対象とする特定信託の名称を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「 <u>税務署長</u> の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の <u>国税局長</u> 」 表示をする場合には「 <u>税務署長</u> 」を、その他の場合には「 <u>国税局長</u> 」を抹消する。 なお、承認する場合は、この欄を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 56)

(一枚目)

(省略)	法第	号
<p>特定信託に係る青色申告の承認の取消通知書</p>		
<p>(省略)</p>		
<p><u>(教示文削除)</u></p>		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

<p>不服申立て等について</p>
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 56)

(省略)	法第	号
<p>特定信託に係る青色申告の承認の取消通知書</p>		
<p>(省略)</p>		
<p>この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。</p>		

(規格 A 4)

16.06

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 56)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 56)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 56)

特定信託に係る青色申告の承認の取消通知書

1 使用目的

「特定信託に係る青色申告の承認の取消通知書」は、特定信託に係る青色申告の承認の取消しを通知する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「第 号」の空白箇所には、法人税法第127条第2項各号に掲げる取消しの基因となった事実が2以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。
取消処分の対象となった特定信託の名称	取消対象となった特定信託を特定するため、その名称を記載する。
取消処分の基因となった事実	特定信託に係る青色申告の承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 <u>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合</u> 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 <u>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合</u> 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 56)

特定信託に係る青色申告の承認の取消通知書

1 使用目的

「特定信託に係る青色申告の承認の取消通知書」は、特定信託に係る青色申告の承認の取消しを通知する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「第 号」の空白箇所には、法人税法第127条第2項各号に掲げる取消しの基因となった事実が2以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。
取消処分の対象となった特定信託の名称	取消対象となった特定信託を特定するため、その名称を記載する。
取消処分の基因となった事実	特定信託に係る青色申告の承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「 <u>税務署長</u> の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の <u>国税局長</u> 」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 63)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 63)

(一枚目)

(省略)	法 第 号
棚卸資産の評価方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書	
(省略)	
(教示文削除)	

(省略)	法 第 号
棚卸資産の評価方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書	
(省略)	
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。	

(規格 A 4)

(規格 A 4)

17.03 改正

(法 1 3 1 0)

15.07 改正

(法 1 3 1 0)

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

<p>不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 63)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 63)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 63)

棚卸資産の評価方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
の変更申請の承認
却下 通知書

1 使用目的

「棚卸資産の評価方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。」

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」及び「承認」 「却下」の箇所については、決議 の内容に応じて不要文字を抹消する。

(省 略)

教 示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</p>
-----	--

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下を使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 63)

棚卸資産の評価方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
の変更申請の承認
却下 通知書

1 使用目的

「棚卸資産の評価方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。」

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」及び「承認」 「却下」の箇所については、決議 の内容に応じて不要文字を抹消する。

(省 略)

教 示	<p>「<u>税務署長</u> <u>国税局長</u>」の箇所については、<u>国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。</u></p> <p>なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、この欄を抹消する。</p>
-----	---

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下を使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 65)

(一枚目)

(省略)	法 第	号
ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 65)

(省略)	法 第	号
ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

15.07 改正

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 65)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 65)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 68)

(一枚目)

(省略)	法 第	号
特別な償却方法の承認通知書		
<p>(省略)</p> <p>(教示文削除)</p>		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 68)

(省略)	法 第	号
特別な償却方法の承認通知書		
<p>(省略)</p> <p>この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。</p>		

(規格 A 4)

16.06

(追加)

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<u>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</u> <u>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</u> なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、 <u>教示文を送付しない。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<u>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</u> なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、 <u>この欄を二重線で抹消する。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 69)

(一枚目)

(省略)	法 第 号	(省略)
特別な償却方法の承認申請の却下通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

<p>不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 69)

(省略)	法 第 号	(省略)
特別な償却方法の承認申請の却下通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

16.06

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 69)

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6」の箇所を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 69)

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6」の箇所を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 70)

(一枚目)

(省略)	法 第 号	(省略)
特別な償却方法の承認の取消通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 70)

(省略)	法 第 号	(省略)
特別な償却方法の承認の取消通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

16.06

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 70)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…(提出先は _____ 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 70)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 73)

(一枚目)

法第	号
(省略)	
特別な償却率の認定通知書	
(省略)	
<u>(教示文削除)</u>	

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について
【不服申立てについて】
○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分にお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
【取消しの訴えについて】
○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分にお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 73)

法第	号
(省略)	
特別な償却率の認定通知書	
(省略)	
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は 国税不服審判 所長首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。	

(規格 A 4)

16.06

(追加)

特別な償却率の認定通知書

1 使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<u>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</u> <u>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</u> なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、 <u>教示文を送付しない。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

特別な償却率の認定通知書

1 使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<u>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）…」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</u> なお、申請に係る事項の全部について認定する場合には、 <u>この欄を二重線で抹消する。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 74)

(一枚目)

(省略)	法 第 号	(省略)
特別な償却率の変更通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の聯本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 74)

(省略)	法 第 号	(省略)
特別な償却率の変更通知書		
(省略)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> </div>		

(規格 A 4)

16.06

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 74)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	<p>対象法人名は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p><u>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</u></p> <p><u>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</u></p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 74)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「（連結）事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	<p>対象法人名は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p><u>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）…」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</u></p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 76)

(一枚目)

(省略)	法 第 号	(省略)
減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(法 1 3 1 4)

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 76)

(省略)	法 第 号	(省略)
減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

15.07 改正

(法 1 3 1 4)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 76)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 76)

(追加)

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 78)

(一枚目)

(省略)	法 第 号	
耐用年数の短縮の承認通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 78)

(省略)	法 第 号	
耐用年数の短縮の承認通知書		
(省略)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="font-size: small;">この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> </div>		

(規格 A 4)

16.06

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 78)

耐用年数の短縮の承認通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
付 記 事 項 1	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
付 記 事 項 2	「取得した場合は、」及び「ができます。」の箇所については、承認に係る減取得した場合であっても、「はできません。」の箇所については、承認に係る減取得した場合であっても、「はできません。」の字句を抹消し、その他の場合には「取得した場合は、」及び「はできます。」の字句を抹消する。 【参考】法人税基本通達7-3-22（耐用年数短縮の承認があった後に取得した資産の耐用年数）
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、 <u>教示文を送付しない。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 78)

耐用年数の短縮の承認通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
付 記 事 項 1	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
付 記 事 項 2	「取得した場合は、」及び「ができます。」の箇所については、承認に係る減取得した場合であっても、「はできません。」の箇所については、承認に係る減取得した場合であっても、「はできません。」の字句を抹消し、その他の場合には「取得した場合は、」及び「はできます。」の字句を抹消する。 【参考】法人税基本通達7-3-22（耐用年数短縮の承認があった後に取得した資産の耐用年数）
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）…」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、 <u>この欄を二重線で抹消する。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 79)

(一枚目)

(省略)	法 第 号	(省略)
耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 79)

(省略)	法 第 号	(省略)
耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書		
(省略)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="font-size: small;">この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> </div>		

(規格 A 4)

16.06

(追加)

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6」の箇所を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6」の箇所を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）…」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 80)

(一枚目)

(省略)	法 第 号
耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書	
(省略)	
(教示文削除)	

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 80)

(省略)	法 第 号
耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書	
(省略)	
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は 国税不服 審判所長首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。	

(規格 A 4)

16.06

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 80)

耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	<p>「取消（変更）」、「取り消（変更）」及び「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
「取消し（変更）の対象が連結子法人の場合」～「取消し（変更）の基因となった事由」	<p>「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>対象法人名は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 80)

耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	<p>「取消（変更）」、「取り消（変更）」及び「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
「取消し（変更）の対象が連結子法人の場合」～「取消し（変更）の基因となった事由」	<p>「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>対象法人名は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）…」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 84)

(一枚目)

法第	号
(省略)	
陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書	
(省略)	
<u>(教示文削除)</u>	

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 84)

法第	号
(省略)	
陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書	
(省略)	
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は 国税不服審 判所長首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。	

(規格 A 4)

16.06

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 84)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書

1 使用目的

「陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合には「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<u>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</u> <u>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</u> なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、 <u>教示文を送付しない。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 84)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書

1 使用目的

「陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合には「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<u>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）…」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</u> なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、 <u>この欄を二重線で抹消する。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 85)

(一枚目)

(省略)	法第	号
陳腐化資産の償却限度額の特例の 承認申請の却下通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 85)

(省略)	法第	号
陳腐化資産の償却限度額の特例の 承認申請の却下通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は 国税不服審 判所長首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。		

(規格 A 4)

16.06

(追加)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について、その却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6」の箇所を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について、その却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6」の箇所を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官) …」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 88)

(一枚目)

(省略)	法 第 号	(省略)
堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(法 1 3 2 3)

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税裁判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 88)

(省略)	法 第 号	(省略)
堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

16.06

(法 1 3 2 3)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 88)

堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書」(法 1323)は、償却可能限度額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請(堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定申請)について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自 平成 年 月 日 の空白箇所には、堅ろう建物等の残存使用可能期間の 至 平成 年 月 日」 認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の(連結) 事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人 の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、 調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、 <u>教示文を送付しない。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 88)

堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書」(法 1323)は、償却可能限度額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請(堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定申請)について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自 平成 年 月 日 の空白箇所には、堅ろう建物等の残存使用可能期間の 至 平成 年 月 日」 認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の(連結) 事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人 の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、 調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を所轄する 税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、 <u>この欄を二重線で抹消する。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 89)

(一枚目)

(省略)	法 第	号
<p>堅ろう建物等の残存使用可能期間の変更通知書</p>		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

<p>不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税裁判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 89)

(省略)	法 第	号
<p>堅ろう建物等の残存使用可能期間の変更通知書</p>		
(省略)		
<p>この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。</p>		

(規格 A 4)

16.06

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 89)

堅ろう建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅ろう建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 89)

堅ろう建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅ろう建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を所轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 92)

(一枚目)

(省略)	法第	号
採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格A4)

17.03 改正

(1327)

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税裁判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 92)

(省略)	法第	号
採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。		

(規格A4)

16.06 改正

(1327)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 92)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」(法1327)は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の(連結)事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数(年)」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記載する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<u>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</u> <u>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</u> なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、 <u>教示文を送付しない。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 92)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」(法1327)は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の(連結)事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数(年)」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記載する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<u>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を所轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</u> なお、申請に係る事項の全部について認定する場合には、 <u>この欄を二重線で抹消する。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 93)

(一枚目)

(省略)	法 第	号
採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税裁判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 93)

(省略)	法 第	号
採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

16.06

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 93)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 93)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を所轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 96)

(一枚目)

(省略)	法第 号	(省略)
外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書		
(省略)		
<u>(教示文削除)</u>		

(規格 A 4)

17.03 改正

(法 1 3 5 5)

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 96)

(省略)	法第 号	(省略)
外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

15.07 改正

(法 1 3 5 5)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 96)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 96)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 96)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」(法 1355)は、法人税法施行令第 122 条の 6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更手続》及び施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》、又は施行令第 122 条の 11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
(省 略)	
教 示	<p>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合</p> <p>「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。</p> <p>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合</p> <p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。</p>

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 96)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」(法 1355)は、法人税法施行令第 122 条の 6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更手続》及び施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》、又は施行令第 122 条の 11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
(省 略)	
教 示	<p>「<u>税務署長</u>」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の「<u>国税局長</u>」表示をする場合には「<u>税務署長</u>」を、その他の場合には「<u>国税局長</u>」を抹消する。</p> <p>なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、この欄を抹消する。</p>

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 103)

(一枚目)

(省略)	法 第	号
特別修繕費の金額等の認定通知書		
(省略)		
<u>(教示文削除)</u>		

(規格 A 4)

17.03 改正

(1 3 3 0)

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税裁判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 103)

(省略)	法 第	号
特別修繕費の金額等の認定通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

16.06 改正

(1 3 3 0)

(追加)

特別修繕費の金額等の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法 1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する(連結)事業年度の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
資産の種類 又は名称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
金額又は月数 期 間	申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<u>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</u> <u>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</u> なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、 <u>教示文を送付しない。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

特別修繕費の金額等の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法 1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する(連結)事業年度の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
資産の種類 又は名称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
金額又は月数 期 間	申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<u>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</u> なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、 <u>この欄を二重線で抹消する。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 104)

(一枚目)

(省略)	法 第	号
特別修繕費の金額等の変更通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分におお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税裁判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分におお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 104)

(省略)	法 第	号
特別修繕費の金額等の変更通知書		
(省略)		
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

16.06

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 104)

特別修繕費の金額等の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「修繕費の金額 の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び 期 間」 貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をし た日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人 の法人名を記入する。
変 更 後 の 金 額 又 は 月 数 期 間	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月 数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべ て抹消する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<u>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</u> また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、 <u>当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定
義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便
の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 104)

特別修繕費の金額等の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更
の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「修繕費の金額 の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び 期 間」 貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をし た日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人 の法人名を記入する。
変 更 後 の 金 額 又 は 月 数 期 間	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月 数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべ て抹消する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<u>「…2月以内に 国税局長に対して」の空白箇所には、その法人の納税地を所轄する税 務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定
義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便
の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 107)

(一枚目)

(省略)	法第	号
欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書		
(省略)		
<u>(教示文削除)</u>		

(規格 A 4)

17.03 改正

(法 1 3 4 3 - 2)

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

<p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ol style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 107)

(省略)	法第	号
欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

13.07

(法 1 3 4 3 - 2)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 107)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 107)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 113)

(一枚目)

(省略)	法 第 号	(省略)
特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長認定通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(法 1 3 3 2 - 2)

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 113)

(省略)	法 第 号	(省略)
特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長認定通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

16.06 改正

(法 1 3 3 2 - 2)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 113)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 113)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 117)

(一枚目)

法第	号
(省略)	
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書 却下	
(省略)	
(教示文削除)	

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

<p>不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
--

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 117)

法第	号
(省略)	
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書 却下	
(省略)	
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。	

(規格 A 4)

15.07 改正

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 117)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 117)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 117)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した
 場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書
 却下

1 使用目的

「認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認決議書」は、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認する場合は、「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、 <u>教示文を送付しない。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 117)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した
 場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書
 却下

1 使用目的

「認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認決議書」は、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認する場合は、「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「 <u>税務署長</u> 」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「 <u>税務署長</u> 」を、その他の場合には「 <u>国税局長</u> 」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、 <u>この欄を抹消する。</u>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 122)

(一枚目)

(省略)	法 第	号
国税関係帳簿 国税関係書類 の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 122)

(省略)	法 第	号
国税関係帳簿 国税関係書類 の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

13.07

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 122)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 122)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 122)

国税関係帳簿
の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書
国税関係書類

1 使用目的

「国税関係帳簿 の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書」は、電帳法の規定に基づく承認申請に
国税関係書類
ついて、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。

なお、通知書は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注)1 帳簿に係る通知と書類に係る通知は別葉とする。

2 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を却下する場合（例えば、一部の帳簿につい
て電帳法第4条第1項の承認申請の却下を、また、他の帳簿について電帳法第5条第1項の承認申請の却下をす
る場合）には、別葉とする。

3 一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題	「 <u>国税関係帳簿</u> 並びに通知文の「 <u>その全部</u> 及び「 <u>国税関係帳簿</u> の各箇所について <u>国税関係書類</u> 」 下記1」 は、却下の態様に於て不要な文字を二重線で抹消する。

(省 略)

調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所(削除)は、 (削除) 国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その 他の場合には、この欄の全部を二重線で抹消する。
教 示 欄	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意す る。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に <u>税務署長</u> に対して…」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者 の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は <u>国税不服審判所首席国税審判官</u>) …」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に <u>国税局長</u> に対して…」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者 の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は <u>国税不服審判所首席国税審判官</u>) …」の空白部分には、当 該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定
義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の
役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 122)

国税関係帳簿
の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書
国税関係書類

1 使用目的

「国税関係帳簿 の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書」は、電帳法の規定に基づく承認申請に
国税関係書類
ついて、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。

なお、通知書は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注)1 帳簿に係る通知と書類に係る通知は別葉とする。

2 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を却下する場合（例えば、一部の帳簿につい
て電帳法第4条第1項の承認申請の却下を、また、他の帳簿について電帳法第5条第1項の承認申請の却下をす
る場合）には、別葉とする。

3 一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題	「 <u>国税関係帳簿</u> 並びに通知文の「 <u>その全部</u> 及び「 <u>国税関係帳簿</u> の各箇所について <u>国税関係書類</u> 」 下記1」 は、却下の態様に於て不要な文字を二重線で抹消する。

(省 略)

調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査 課所管法人、課税総括課所管外国人又は局所管製造場等について国税局の職員の調査に基づいて 行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を二重線で 抹消する。
教 示 欄	「 <u>税務署長</u> の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である旨の <u>国税局長</u> 」 表示をする場合には、「 <u>税務署長</u> 」を、その他の場合には、「 <u>国税局長</u> 」を二重線で抹消すると ともに、 <u>税務署名</u> 等を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定
義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の
役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 123)

(一枚目)

(省略)	法第	号
国税関係帳簿 国税関係書類 の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

<p>不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 123)

(省略)	法第	号
国税関係帳簿 国税関係書類 の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

13.07

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 123)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 123)

（追加）

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 123)

国税関係帳簿
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

1 使用目的

「国税関係帳簿
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書は、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

なお、通知書は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注)1 帳簿に係る通知と書類に係る通知は別葉とする。

2 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る取消しを行う場合には、別葉とする。

2 記載要領

項目	内 容
標 題	「国税関係帳簿 国税関係書類」の各箇所については、取消しの態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。

(省 略)

調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所(削除)は、(削除)国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を二重線で抹消する。
教 示 欄	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 123)

国税関係帳簿
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

1 使用目的

「国税関係帳簿
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書は、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

なお、通知書は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注)1 帳簿に係る通知と書類に係る通知は別葉とする。

2 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る取消しを行う場合には、別葉とする。

2 記載要領

項目	内 容
標 題	「国税関係帳簿 国税関係書類」の各箇所については、取消しの態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。

(省 略)

調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査課所管法人、課税総括課所管外国人又は局所管製造場等について国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を二重線で抹消する。
教 示 欄	「 税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には、「税務署長」を、その他の場合には、「国税局長」を二重線で抹消するとともに、税務署名等を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 144)

(一枚目)

(省略)	法 第 号	(省略)
適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な 計算方法の承認申請の承認通知書 却下		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 144)

(省略)	法 第 号	(省略)
適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な 計算方法の承認申請の承認通知書 却下		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

15.07 改正

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 144)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 144)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 145)

(一枚目)

(省略)	法 第 号	(省略)
<p>適格分割等を行った場合の貸倒実績率の 特別な計算方法の承認の取消通知書</p>		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

<p>不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 145)

(省略)	法 第 号	(省略)
<p>適格分割等を行った場合の貸倒実績率の 特別な計算方法の承認の取消通知書</p>		
(省略)		
<p>この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。</p>		

(規格 A 4)

15.07 改正

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 145)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 145)

（追加）

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「 <u>税務署長</u> の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の <u>国税局長</u> 」 表示をする場合には「 <u>税務署長</u> 」を、その他の場合には「 <u>国税局長</u> 」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 147)

(一枚目)

(省略)	法 第 号	(省略)
適格分割等を行った場合の返品率の特別な 計算方法の承認申請の承認通知書 却下		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

<p>不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
--

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 147)

(省略)	法 第 号	(省略)
適格分割等を行った場合の返品率の特別な 計算方法の承認申請の承認通知書 却下		
(省略)		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

15.07 改正

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 147)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 147)

（追加）

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 148)

(一枚目)

法第	号
(省略)	
適格分割等を行った場合の返品率の 特別な計算方法の承認の取消通知書	
(省略)	
<u>(教示文削除)</u>	

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

不服申立て等について
【不服申立てについて】
<ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
【取消しの訴えについて】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 148)

法第	号
(省略)	
適格分割等を行った場合の返品率の 特別な計算方法の承認の取消通知書	
(省略)	
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。	

(規格 A 4)

15.07 改正

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 148)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 148)

（追加）

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 148)

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 148)

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「 <u>税務署長</u> の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の <u>国税局長</u> 」 表示をする場合には「 <u>税務署長</u> 」を、その他の場合には「 <u>国税局長</u> 」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 153)

(一枚目)

法第	号
(省略)	
分割等による移転試験研究費の 額の計算方法の認定通知書	
(省略)	
<u>(教示文削除)</u>	

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 153)

法第	号
(省略)	
分割等による移転試験研究費の 額の計算方法の認定通知書	
(省略)	
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。	

(規格 A 4)

15.07 改正

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 153)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 153)

（追加）

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「 <u>税務署長</u> 」 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨 「 <u>国税局長</u> 」 の表示をする場合には「 <u>税務署長</u> 」を、その他の場合には「 <u>国税局長</u> 」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 156)

(一枚目)

(省略)	法第 号	(省略)
分割等による移転売上金額 の計算方法の認定通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分]

<p>不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 財務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起できません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
--

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 156)

(省略)	法第 号	(省略)
分割等による移転売上金額 の計算方法の認定通知書		
(省略)		
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

15.07 改正

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 156)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 156)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 156)

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 156)

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「 <u>税務署長</u> の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨 「 <u>国税局長</u> の表示をする場合には「 <u>税務署長</u> 」を、その他の場合には「 <u>国税局長</u> 」を抹消する。」

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 167)

国税 収納資金

年度 源泉所得税 税務署名 税務番号 整理番号

納期等 (自)年 月 日

の区分 (至)年 月 日

納期平成 年 月 日

本 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

告知加算税

延滞税

合計額

住所(所在地) 氏名(法人名)

納付場所 (自)年 月 日

延滞税

合計額

あて先

証券受領 証券番号 届出人

③ 1 2

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- ① この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、表記の税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- ② 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分にお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- ③ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、)に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- ① 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分にお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- ② 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- ③ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。
- ④ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 167)

国税 収納資金

年度 源泉所得税 税務署名 税務番号 整理番号

納期等 (自)年 月 日

の区分 (至)年 月 日

納期平成 年 月 日

本 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

告知加算税

延滞税

合計額

住所(所在地) 氏名(法人名)

納付場所 (自)年 月 日

延滞税

合計額

あて先

証券受領 証券番号 届出人

③ 1 2

御注意

- ① 第1片の「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書(次葉)」の「不納付加算税等」欄の「区分」欄の重は、重加算税を示します。
- ② 延滞税は、第3片の計算方法により計算して、本税に合わせて納付してください。
- ③ 次葉は、納付場所に提出する必要はありません。
- ④ 税金は、「合計額」の金額で領収しますから、合計額は必ず記載してください。
- ⑤ 合計額を書き誤ったときは、新しい納付書に書き直してください。
- ⑥ この告知書は、3枚1組の複写式になっていますから、切り離さずに納付場所に提出してください。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 171)

(一枚目)

第	号
(省略)	
源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書	
(省略)	
<u>(教示文削除)</u>	

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分にお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、 ）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分にお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 171)

第	号
(省略)	
源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書	
(省略)	
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。	

(規格 A 4)

13.07

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 171)

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

1 使用目的

「源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書」(FC B7PB2) は、納期の特例の承認申請を却下する場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力するので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「2 却下」とし、「決裁年月日」及び「発送日付」を入力したものを対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト(納特)」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

納期の特例の承認申請について、却下する旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

納期の特例の承認申請を却下する源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

項目	内容
通知年月日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問い合わせ番号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連絡先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「あて名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
提出年月日	「申請書等入力」画面から入力した「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出年月日を印字する。
教示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「・・・(提出先は)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補完表示	あて名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「あて名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。

5 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 171)

源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書

1 使用目的

「源泉所得税の納期の特例申請の却下通知書」(FC B7PB2) は、納期の特例の承認申請を却下する場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力するので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「2 却下」とし、「決裁年月日」及び「発送日付」を入力したものを対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト(納特)」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

納期の特例の承認申請について、却下する旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

納期の特例の承認申請を却下する源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

項目	内容
通知年月日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問い合わせ番号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連絡先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「あて名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
提出年月日	「申請書等入力」画面から入力した「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出年月日を印字する。
教示	「教示」欄には処分を行った税務署名を印字する。
補完表示	あて名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「あて名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入する。

5 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 173)

源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

1 使用目的

「源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書」(FC B7PB3) は、納期の特例の適用を受けていた源泉徴収義務者についてその承認を取り消した場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力されるので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者のうち、当該承認を受けるために必要な要件に該当しなくなったため、「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「4 取消一号」又は「5 取消三号」と入力した者を対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト(納特)」及び「取消一覧表」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

納期の特例の承認について、その承認を取り消した旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

納期の特例を取り消した源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

項目	内 容
通 知 年 月 日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問 い 合 わ せ 番 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連 絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「あて名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
承 認 年 月 日	取り消した納期の特例の承認について、その承認を受けた日を印字する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を印字する。 また、「…(提出先は)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を印字する。
補 完 表 示	あて名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「あて名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入を行う。

5 記載要領

「理由」欄には、納期の特例の取り消しを行った理由を記載する。

6 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 173)

源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書

1 使用目的

「源泉所得税の納期の特例の承認取消通知書」(FC B7PB3) は、納期の特例の適用を受けていた源泉徴収義務者についてその承認を取り消した場合に、当該源泉徴収義務者にその旨を通知するために使用する。

なお、この通知書は正副2枚出力されるので、正本(1枚目)は源泉徴収義務者送付用として、副本(2枚目)は税務署用控えとして使用する。

2 出力対象

納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者のうち、当該承認を受けるために必要な要件に該当しなくなったため、「納特決裁結果等入力」画面から「納期特例区分」欄を「4 取消一号」又は「5 取消三号」と入力した者を対象として出力する。

(注) この通知書は、上記入力を行うことにより、「処理結果リスト(納特)」及び「取消一覧表」とともに自動的に作成される。

3 出力時期

納期の特例の承認について、その承認を取り消した旨の通知を行う場合に出力する。

4 出力要領

(1) 出力様式

納期の特例を取り消した源泉徴収義務者ごとに、住所、氏名等を印字して通知書の形式で1件別に、正本(通知用)と副本(署控用)との2枚出力する。

(2) 主な出力項目の内容

項目	内 容
通 知 年 月 日	「納特決裁結果等入力」画面から入力した発送日付を印字する。
問 い 合 わ せ 番 号	源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
(連 絡 先)	連絡先がある場合に、その連絡先の住所を副本の「あて名」欄の右欄外に印字する。 また、連絡先がない場合は、「連絡先住所はありません」と表示する。
承 認 年 月 日	取り消した納期の特例の承認について、その承認を受けた日を印字する。
教 示	「教示」欄には処分を行った税務署名を印字する。
補 完 表 示	あて名の補完が必要な者については、通知書の右下に、正本には「*」と、また、副本には「補完有」と表示する。この場合、「あて名」欄に住所及び氏名を印字しないので、補完記入を行う。

5 記載要領

「理由」欄には、納期の特例の取り消しを行った理由を記載する。

6 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 177)

(一枚目)

平成 年分年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書

(省略)

(教示文削除)

(規格 A4)

17.03 改正

(源 1 4 0 6 - 2)

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分におも不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分におも不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 177)

平成 年分年末調整による不足額徴収繰延承認(却下)通知書

(省略)

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A4)

13.07

(源 1 4 0 6 - 2)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 177)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書
 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

1 使用目的

「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」(源 1406-1) は、年末調整による不足額の徴収繰延へについて承認又は却下の決裁を受ける際に使用する。

また、「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」(源 1406-2) は、源泉徴収義務者に承認又は却下の内容を通知する際に使用する。

2 記載要領

(1) 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

項 目	記 載 要 領
税 務 署 処 理 欄 (処 理)	決裁を受けた際に以下の項目を記載するとともに、決裁結果に応じて「承認」又は「却下」を○で囲む。 ① 起案年月日 ② 決裁年月日 ③ 施行年月日 ④ 承認申請を却下した場合の却下理由

(2) 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 通 知 文 の 「 承 認 （ 却 下 ） 」 の 文 言	決裁結果に応じて、承認又は却下の文字を抹消する。 <u>(削除)</u>
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 177)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書
 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

1 使用目的

「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」(源 1406-1) は、年末調整による不足額の徴収繰延へについて承認又は却下の決裁を受ける際に使用する。

また、「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」(源 1406-2) は、源泉徴収義務者に承認又は却下の内容を通知する際に使用する。

2 記載要領

(1) 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

項 目	記 載 要 領
税 務 署 処 理 欄 (処 理)	決裁を受けた際に以下の項目を記載するとともに、決裁結果に応じて「承認」又は「却下」を○で囲む。 ① 起案年月日 ② 決裁年月日 ③ 施行年月日 ④ 承認申請を却下した場合の却下理由

(2) 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 通 知 文 の 「 承 認 （ 却 下 ） 」 の 文 言	決裁結果に応じて、承認又は却下の文字を抹消する。 <u>(注) 承認通知を行う場合は、教示に係る文言を抹消する。</u>
<u>(新設)</u>	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 180)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 180)

(一枚目)

(省略)	第 号	(省略)
地方公共団体の互助会が行う職員の相互 扶助制度に関する承認申請の却下通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(省略)	第 号	(省略)
地方公共団体の互助会が行う職員の相互 扶助制度に関する承認申請の却下通知書		
(省略)		
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。		

17.03改正

(源 1 4 0 9)

13.07

(源 1 4 0 9)

(規格 A 4)

(規格 A 4)

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 180)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書
地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」(源 1408) 及び「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」(源 1409) は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記載する。
(却下通知書の)「(理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記載する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 180)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書
地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」(源 1408) 及び「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」(源 1409) は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記載する。
(却下通知書の)「(理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記載する。
(新設)	

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 181)

(一枚目)

第	号
(省略)	
地方公共団体の互助会が行う職員の相互 扶助制度に関する承認の取消通知書	
(省略)	
(教示文削除)	

(規格 A 4)

17.03改正

(源 1 4 1 0 - 2)

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 181)

第	号
(省略)	
地方公共団体の互助会が行う職員の相互 扶助制度に関する承認の取消通知書	
(省略)	
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。	

(規格 A 4)

13.07

(源 1 4 1 0 - 2)

(追加)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 181)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書」(源 1410-2) (以下「通知書」という。)は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認について、申請者に当該承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日（通知書の右上の日付）を記載する。
（ 理 由 ）	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記載する。
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 181)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書」(源 1410-2) (以下「通知書」という。)は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認について、申請者に当該承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日（通知書の右上の日付）を記載する。
（ 理 由 ）	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記載する。
（新設）	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 185)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 185)

(一枚目)

(省略)		第		号
特定退職金共済団体に関する承認申請の却下通知書				
変更承認				
(省略)				
(教示文削除)				

(省略)		第		号
特定退職金共済団体に関する承認申請の却下通知書				
変更承認				
(省略)				
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。				

(規格A4)

(規格A4)

17.03改正

(源 1 4 1 4)

13.07

(源 1 4 1 4)

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 185)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」(源 1413) 及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」(源 1414) は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な文字を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記載する。
本文の「平成 年月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記載する。
(理 由)	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下した理由を記載する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 185)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」(源 1413) 及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」(源 1414) は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な文字を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記載する。
本文の「平成 年月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記載する。
(理 由)	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下した理由を記載する。
(新設)	

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 186)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 186)

(一枚目)

(省略)	第 号	(省略)
特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(省略)	第 号	(省略)
特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書		
(省略)		
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

(規格 A 4)

17.03改正

(源 1 4 1 5 - 2)

13.07

(源 1 4 1 5 - 2)

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 186)

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書」(源 1415-2) (以下「通知書」という。)は、特定退職金共済団体に関する承認について、申請者へ承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本 文 の 空 白 欄	団体の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記載する。
本文の「平成 年 月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日（通知書の右上の日付）を記載する。
（ 理 由 ）	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記載する。
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 186)

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書」(源 1415-2) (以下「通知書」という。)は、特定退職金共済団体に関する承認について、申請者へ承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本 文 の 空 白 欄	団体の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記載する。
本文の「平成 年 月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日（通知書の右上の日付）を記載する。
（ 理 由 ）	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記載する。
（新設）	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 188)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 188)

(一枚目)

(省略)	第 号	
平成 年分源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認通知書 却下		
(省略)		
(教示文削除)		

(省略)	第 号	
平成 年分源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認通知書 却下		
(省略)		
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。		

17.03改正

(源 1 4 1 8)

13.07

(源 1 4 1 8)

(規格 A 4)

(二枚目)

<p>不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 188)

源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

1 使用目的

源泉所得税の徴収猶予・還付申請に対する処分の内容を申請者に通知する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 本 文 の 「 承 認 却 下 」	その処理の内容に応じて不要な文字を抹消する。
本文の「平成 年 月 日付でされ た」の空白欄	源泉所得税の徴収猶予・還付請求書（災免用）－給与等・公的年金等・報酬 等の提出年月日を記載する。
承 認 の 内 容 所 得 の 種 類 徴 収 猶 予 税 額	該当項目を○で囲む。
却 下 の 理 由	例えば、「損害額が法定額に達しないため」又は「所得金額が法定額を超過す るため」等その理由を記載する。
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象 となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白 部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 留意事項

- (1) 日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による通知を行わずに証明書を交付する。
ただし、却下の場合は、この通知書により通知する。
- (2) この通知書は、直接申請者に送付する。

（削除）

4 送付に当たっての留意事項

この通知書を申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平
成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定
信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるもの
により送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 188)

源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

1 使用目的

源泉所得税の徴収猶予・還付申請に対する処分の内容を申請者に通知する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 本 文 の 「 承 認 却 下 」	その処理の内容に応じて不要な文字を抹消する。
本文の「平成 年 月 日付でされ た」の空白欄	源泉所得税の徴収猶予・還付請求書（災免用）－給与等・公的年金等・報酬 等の提出年月日を記載する。
承 認 の 内 容 所 得 の 種 類 徴 収 猶 予 税 額	該当項目を○で囲む。
却 下 の 理 由	例えば、「損害額が法定額に達しないため」又は「所得金額が法定額を超過す るため」等その理由を記載する。
<u>（新設）</u>	

3 留意事項

- (1) 日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による通知を行わずに証明書を交付する。
ただし、却下の場合は、この通知書により通知する。
- (2) この通知書は、直接申請者に送付する。
- (3) 承認通知書として使用する場合には、教示に係る文章を抹消する。

4 送付に当たっての留意事項

この通知書を申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平
成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定
信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるもの
により送付する。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 198)

(一枚目)

第 号
(省略)
芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する 所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書
(省略)
(教示文削除)

(規格 A 4)

17.03 改正

(源 1 4 2 7)

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 198)

第 号
(省略)
芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する 所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書
(省略)
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

15.07 改正

(源 1 4 2 7)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 198)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書」(源 1427)は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付で」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書の提出年月日を記載する。
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 198)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書」(源 1427)は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付で」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書の提出年月日を記載する。
(新設)	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 200)

(一枚目)

第	号
(省略)	
芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に 対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書	
(省略)	
(教示文削除)	

(規格 A 4)

17.03 改正

(源 1 4 3 0 - 2)

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 200)

第	号
(省略)	
芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に 対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書	
(省略)	
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。	

(規格 A 4)

15.07 改正

(源 1 4 3 0 - 2)

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 200)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書」(源 1430-2) (以下「通知書」という。)は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日に交付した証明書 第 号」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付年月日及び証明書番号を記載する。
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 200)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書」(源 1430-2) (以下「通知書」という。)は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日に交付した証明書 第 号」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付年月日及び証明書番号を記載する。
(新設)	

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 205)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 205)

(一枚目)

(省略)	第 号	(省略)
外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の 免除証明書を交付できないことの通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(省略)	第 号	(省略)
外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の 免除証明書を交付できないことの通知書		
(省略)		
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

(規格 A 4)

17.03改正

(源 1 4 3 4)

13.07

(源 1 4 3 4)

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 205)

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書」(源 1434)は、外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「貴社（殿）」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。
本文の「空白の箇所」	申請の種類に応じて「所得税法第 180 条」、「租税特別措置法施行令第 3 条の 3」又は「所得税法第 214 条」と記載する。
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記載する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 205)

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書」(源 1434)は、外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「貴社（殿）」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。
本文の「空白の箇所」	申請の種類に応じて「所得税法第 180 条」、「租税特別措置法施行令第 3 条の 3」又は「所得税法第 214 条」と記載する。
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記載する。
(新設)	

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 207)

(一枚目)

第 号
(省略)
所得税施行令 第 304 条 第 330 条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法 第 180 条第 1 項各号 第 214 条第 1 項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったこと の通知書
(省略)
<u>(教示文削除)</u>

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について
【不服申立てについて】 <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た 後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の 送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を することができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき は、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下 「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができま せん。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませ んが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる 著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 207)

第 号
(省略)
所得税施行令 第 304 条 第 330 条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法 第 180 条第 1 項各号 第 214 条第 1 項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったこと の通知書
(省略)
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

16.06

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 207)

所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法
第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったこと
の通知書

1 使用目的

「所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法 第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったことの通知書」は、外国法人等に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなったことなどについて免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者に対し通知するために使用する。

2 記載要領

- (1) 不要部分を抹消する。
(2) 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。
また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 207)

所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法
第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったこと
の通知書

1 使用目的

「所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法 第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったことの通知書」は、外国法人等に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなったことなどについて免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者に対し通知するために使用する。

2 記載要領

- 不要部分を抹消する。
(追加)

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 229)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 229)

(一枚目)

(省略)	第 号	
租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(省略)	第 号	
租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書		
(省略)		
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。		

(規格 A 4)

(規格 A 4)

17.03 改正

13.07

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 229)

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る
源泉徴収税額を還付できないことの通知書

1 使用目的

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書」は、提出された租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書に対して、その請求を却下した旨を請求者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「貴社（殿）」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書の提出年月日を記載する。
(理 由)	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求を却下する理由を記載する。
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 229)

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る
源泉徴収税額を還付できないことの通知書

1 使用目的

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書」は、提出された租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書に対して、その請求を却下した旨を請求者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「貴社（殿）」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書の提出年月日を記載する。
(理 由)	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求を却下する理由を記載する。
(新設)	

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 234)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 234)

(一枚目)

(省略)	第 号	(省略)
勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない 事情についての確認申請に対する通知書		
(省略)		
(教示文削除)		

(省略)	第 号	(省略)
勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない 事情についての確認申請に対する通知書		
(省略)		
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。		

(規格A4)

(規格A4)

17.03 改正

13.07

(二枚目)

不服申立て等について
【不服申立てについて】
<ul style="list-style-type: none"> ○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
【取消しの訴えについて】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 239)

(一枚目)

第	号
(省略)	
適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書 (却下)	
(省略)	
(教示文削除)	

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に日本橋税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、東京国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 239)

第	号
(省略)	
適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書 (却下)	
(省略)	
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に日本橋税務署長に対して異議申立てをすることができます。	

(規格 A 4)

15.07 改正

(追加)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 240)

(一枚目)

第	号
(省略)	
適格外国仲介業者の承認取消通知書 (取消)	
(省略)	
(教示文削除)	

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について
<p>【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に日本橋税務署長に対して異議申立てをすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、東京国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <p>【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 240)

第	号
(省略)	
適格外国仲介業者の承認取消通知書 (取消)	
(省略)	
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に日本橋税務署長に対して異議申立てをすることができます。	

(規格 A 4)

15.07 改正

(追加)

第2 連結納税に関する申請書等の様式関係

平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 10)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">(一枚目) (記号番号)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">連結納税の承認申請の承却下通知書</p> <p>(省略)</p> <p><u>(教示文削除)</u></p> </div> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p> <p>17.03 改正</p>	<p>(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 10)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">(記号番号)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">連結納税の承認申請の承却下通知書</p> <p>(省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">(規格A4)</p> <p>14.08</p>
<p style="text-align: center;">(二枚目)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服 があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下 「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又 は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起す ることができます。</p> <p>(1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定 等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急 の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> </div>	

改 正 後

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 11)

(一枚目)

(記号番号)

(省略)

連結納税の承認の取消通知書

(省略)

(教示文削除)

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分にお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 11)

(記号番号)

(省略)

連結納税の承認の取消通知書

(省略)

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

15.03

(追加)

改 正 後

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 14)

(一枚目)

(記号番号)

(省略)

連結納税の取りやめの承認申請の
承 認 通 知 書
却 下

(省略)

(教示文削除)

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分におも不服
があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又
は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定
等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急
の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 14)

(記号番号)

(省略)

連結納税の取りやめの承認申請の
承 認 通 知 書
却 下

(省略)

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

15.03

(追加)

改 正 後 改 正 前

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 21)

(一枚目)

第	号
(省略)	
連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書	
(省略)	
<u>(教示文削除)</u>	

(二枚目)

[税務署の職員の調査に基づく処分(青色申告書に係る更正等)]

不服申立て等について
【不服申立てについて】
<ul style="list-style-type: none">○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
【取消しの訴えについて】
<ul style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。<ul style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 21)

第	号
(省略)	
連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書	
(省略)	
<u>(追加)</u>	
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。	

(追加)

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 21)

〔税務署の職員の調査に基づく処分 (その他の処分)〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分におお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分におお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 21)

(追加)

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 21)

〔国税局の職員の調査に基づく処分（青色申告書に係る更正等）〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 21)

(追加)

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 21)

〔国税局の職員の調査に基づく処分 (その他の処分)〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 21)

(追加)

改 正 後

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 24)

(一枚目)

第	号
(省略)	
連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書	
(省略)	
(教示文削除)	

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ 自平成 年 月 日、自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
連結事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立てをすることができます。

○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

○ なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

- 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 24)

第	号
(省略)	
連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書	
(省略)	
連結事業年度分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申し立てをすることができます。	

(追加)

改 正 後

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 28)

(一枚目)

法 第 号
(省略)
連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書
(省略)
(教示文削除)

(規格 A 4)

17.03 改正

(二枚目)

〔税務署の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁判があった場合において、当該裁判を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができます。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁判がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁判を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 28)

法 第 号
(省略)
連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書
(省略)
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

15.07

(追加)

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 28)

〔国税局の職員の調査に基づく処分〕

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 28)

(追加)

第3 認定特定非営利活動法人制度に関する認定申請書等の様式関係

平成15年4月1日付課法10-12「認定特定非営利活動法人制度に関する認定申請書等の様式の制定について」（法令解釈通達）のうち次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

（注）下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(一枚目)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">課法</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">認定特定非営利活動法人として認定する旨の通知書（通知）</p> <p>(省略)</p> <p><u>(教示文削除)</u></p> </div> <p style="text-align: center;">(二枚目)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> </div>	<p style="text-align: center;">(一枚目)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">課法</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">認定特定非営利活動法人として認定する旨の通知書（通知）</p> <p>(省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。</p> </div> </div> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>

改正後

(認定特定非営利活動法人制度に関する認定申請書の様式の制定について 23)

(一枚目)

課法
(省略)
認定特定非営利活動法人として認定しない旨の通知書 (通知)
(省略)
<u>(教示文削除)</u>

(二枚目)

不服申立て等について
【不服申立てについて】
○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。
【取消しの訴えについて】
○ 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
○ 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
○ 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
(1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
(3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(認定特定非営利活動法人制度に関する認定申請書の様式の制定について 23)

課法
(省略)
認定特定非営利活動法人として認定しない旨の通知書 (通知)
(省略)
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

(追加)

改正後

(認定特定非営利活動法人制度に関する認定申請書の様式の制定について 24)

(一枚目)

課法
(省略)
認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書（通知）
(省略)
<u>(教示文削除)</u>

(二枚目)

不服申立て等について
【不服申立てについて】
○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。
【取消しの訴えについて】
○ 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
○ 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
○ 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
(1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
(3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改正前

(認定特定非営利活動法人制度に関する認定申請書の様式の制定について 24)

課法
(省略)
認定特定非営利活動法人としての認定の取消通知書（通知）
(省略)
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

(追加)

第4 特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式関係

平成15年4月4日付課法10-15「特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について」（法令解釈通達）のうち次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

（注）下線を付した部分が改正部分である。

u003c/divu003e

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について 8)</p> <p style="text-align: right;">(一枚目)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">課法</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">特定医療法人の承認申請の却下通知書（通知）</p> <p>(省略)</p> <p><u>(教示文削除)</u></p> </div> <p style="text-align: right;">(二枚目)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>【取消しの訴えについて】</p> <p>○ 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>○ 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>○ 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。</p> <p>(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。</p> <p>(3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> </div>	<p style="text-align: center;">(特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について 8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">課法</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">特定医療法人の承認申請の却下通知書（通知）</p> <p>(省略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。</p> </div> </div>

改 正 後

(特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について 9)

(一枚目)

課法

(省略)

特定医療法人の承認の取消通知書（通知）

(省略)

(教示文削除)

(二枚目)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服
があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又
は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定
等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急
の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について 9)

課法

(省略)

特定医療法人の承認の取消通知書（通知）

(省略)

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

(追加)